

第 6255 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月 7日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 解約返戻金のない短期払いの定期保険等の取扱い

Q：法人契約の解約返戻金のない短期払いの定期保険等の取扱いの取扱いが改正になったとか。どのようになったのですか？

A：被保険者1人当たりの払込保険料が30万円以下のものは、損金に算入することが認められることとなりました。

【解説】

さきごろ、法人契約の解約返戻金のない短期払いの定期保険等の取扱いを改正する通達が発遣されました。概要は、次のとおりです。

①被保険者1人当たりの払込保険料が30万円以下の定期保険等

改正通達では、法人が、保険期間を通じて解約返戻金がない定期保険等(ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る)で、被保険者1人当たりの払込保険料が30万円(被保険者1人につき複数の定期保険等に加入している場合は、それぞれの合計額)以下のものに加入した場合、その保険料は、その支払った事業年度の損金の額に算入することが認められることとなりました。

②被保険者1人当たりの払込保険料が30万円超の定期保険等

被保険者1人当たりの払込保険料が30万円以下の定期保険等の保険料は、次の算式で計算した金額を払込期間満了時まで資産計上し、残額を損金の額に算入することになります。

保険料-保険料×保険料払込期間/保険期間

この取扱いは、令和元年10月8日以後の契約分からとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

